### 平成28年熊本地震に関する

# 「南阿蘇村」住まいの再建ガイドブック 平成30年4月1日現在

### 住まいの再建ガイドブックについて

- ・このガイドブックは、「平成28年熊本地震」により住宅が被災し、応急仮設住宅などへの避難を余儀なくされている方々に、想定される住まいの再建方法と利用できる公的支援制度等に関する情報をお知らせするために取りまとめたものです。
- ・村では、このガイドブックのほかに、村のホームページにおいて、「南阿蘇村生活再 建に向けた被災者支援に関するお知らせ」をご案内しておりますので、このガイドブ ックとあわせてご参照ください。

#### ※留意点※

- ・活用できる支援制度は、住宅の被災状況により異なりますので、り災証明書の 『被災の状況』欄をご確認ください。
- ・支援制度の内容等は平成30年4月1日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。制度を利用される場合は、各制度の問合せ先にご確認ください。

# ~目次~

# 第1章 被災者支援関連

○被災者生活再建支援金( <mark>南阿蘇村復興推進課</mark> )······	
〇熊本県義援金 (南阿蘇村復興推進課)·····	2
○南阿蘇村義援金 (南阿蘇村復興推進課)······	3
〇南阿蘇村災害見舞金 ( <mark>南阿蘇村復興推進課</mark> ) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	4
〇災害弔慰金 (南阿蘇村復興推進課)	
〇災害障害見舞金 (南阿蘇村復興推進課)	5
第2章 住宅自立再建関連	
○自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン(全国銀行協会相談室)・・・・	6
〇災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)	6
○熊本県住宅再建支援事業(熊本県住宅課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
○「日本財団わがまち基金」被災住宅再建資金助成事業(熊本県建築住宅センター)・・	8
○自宅再建利子助成事業(南阿蘇村復興推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9
○リバースモーゲージ利子助成事業(南阿蘇村復興推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
〇【新規】南阿蘇村自宅再建諸経費助成事業補助金(対象者拡充)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	13
○【新規】南阿蘇村リバースモーゲージ新築諸経費助成事業補助金(対象者拡充)・・・・・	14
※参考 新築一戸建て住宅購入に必要な費用について	
○くまもと型復興住宅(熊本県建築士事務所協会)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
※参考 「くまもと型復興住宅」モデル住宅展示場について	
〇被災宅地支援事業「熊本県基金事業」(南阿蘇村復興推進課)	19
○住宅耐震化支援事業(熊本県建築課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
○【新規・予定】南阿蘇村戸建て木造住宅耐震改修事業(南阿蘇村建設課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
〇転居費用助成事業 (南阿蘇村復興推進課)	23
〇民間賃貸住宅入居支援事業(南阿蘇村復興推進課)	24
○土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅再建支援事業(南阿蘇村復興推進課)・・・・・・・	25
○生活再生相談(グリーンコープ生協くまもと)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
<u>第3章 公営住宅支援関連</u>	
○災害公営住宅(南阿蘇村復興推進課)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
〇小規模改良住宅(南阿蘇村復興推進課)	
※【新規】は、今回のガイドブックで新しく追加された事業	

# 第1章 被災者支援関連

### 〇被災者生活再建支援金

<b>〇</b> 做火有生活	丹建义该亚			
制度名	被災者生活再建支援金			
制度の概要	震災により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に支援			
	金を支給するもの。			
制度の詳細	1 対象者			
	(1)被災時に現に居住していた住宅が自然災害(地震、液状化等の地盤被害			
	等)により全壊又は大規模半壊した世帯等(※)が対象。			
	※対象となる世帯			
	ア 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の			
	倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となる等の			
	理由でこれらの住宅を解体した世帯(解体世帯)			
	(2)被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、			
	他人に貸している物件などは対象になりません。			
	2 支給額			
	   (1)基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)			
	ア 全壊世帯:100万円 ウ 解体世帯:100万円			
	イ 大規模半壊世帯: 50 万円			
	(2)加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)			
	ア 建設・購入:200万円			
	イ 補修:100万円 ウ 賃借(公営住宅を除く):50万円			
	※支給額は、(1)と(2)の合計額となります。ただし、世帯人数が1			
	人の場合、上記金額の4分の3の支給額となります。			
	3 申請期間			
	(1) 基礎支援金: 平成 31 年 5 月 13 日まで			
	(2) 加算支援金:平成31年5月13日まで			
	※被災者生活支援金制度のうち、加算支援金を受領した場合は再建したもの			
	とみなし、災害公営住宅等への入居は基本的にはできません。			
	(災害公営住宅等に入居した場合は、加算支援金は出ません。)			
 問合せ情報	│ │○支援金の支給・手続に関すること			
	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113			
L				

# 〇熊本県義援金

制度名	義援金				
制度の概要	被災者を支援するために、国内外から県及び日本赤十字社、共同募金会に寄				
	せられた義援金を、配分委員会によって配分を決定し、市町村を通じて、被				
	災した方に支給。				
制度の詳細	1 対象者				
	(1)被災時に現に居住していた住宅が自然災害(地震、液状化等の地盤被				
	害等)により全壊又は大規模半壊した世帯等(※)が対象。				
	※対象となる世帯				
	ア り災証明書で全壊、大規模半壊、半壊の世帯。一部損壊の場合は、				
	修理費用を 100 万円以上支出した世帯				
	   (2)被災時に現に居住していた世帯が対象となりますので、空き家、別荘、				
	他人に貸している物件などは対象になりません。				
	2 配分対象・基準額(平成29年2月3日時点)				
	(1)人的被害(1人当たり)				
	ア 死亡者 100 万円				
	イ 重傷者 10万円 (2)住家被害(1世帯当たり)				
	- ア 全壊 80 万円				
	イ 大規模半壊、半壊 40 万円				
	   ※解体した場合は、追加で 40 万支給				
	ウ 一部損壊 10 万円				
	(住宅の修理費用に 100 万円以上支出した世帯)				
問合せ情報	○義援金の支給・手続に関すること				
	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113				

# 〇南阿蘇村義援金

	77. T			
制度名	災害義援金配分			
制度の概要	全国各地から南阿蘇村へ寄せられた義援金について、南阿蘇村の「義援金配			
	分委員会」において決定された基準に基づき、義援金を対象者へ配分。			
制度の詳細	1 対象者			
	平成 28 年 4 月 14 日及び 16 日に発生した「平成 28 年熊本地震」により、			
	本村で被害を受けた住家に居住していた世帯で、次の義援金配分の対象とな			
	る方(世帯)に配分。			
	ア 住家被害・重傷者(※)の申請者は世帯主、死亡・行方不明者の申請			
	者は配偶者・子・父母・及び祖父母等。			
	※「重傷者」とは、地震によって負傷し、医師の治療を受け1ヶ月以上の			
	治療を要する場合のこと。被災に直接起因しない場合は対象外。(例:			
	被災後の後片付け作業中の骨折、避難中に生じた傷病等の2次被害は			
	対象外となる。)			
	※重傷者の申請をされる方は事前にご相談下さい。			
	2 配分基準額			
	(1)人的被害			
	死亡:20万円			
	(村 1 次配分額: 10 万円、村 2 次配分額: 10 万円)			
	行方不明:20 万円			
	(村1次配分額:10万円、村2次配分額:10万円)			
	重傷者:4万円			
	(村1次配分額:2万円、村2次配分額:2万円)			
	(2)住家被害			
	全壊:20 万円			
	(村1次配分額:10万円、村2次配分額:10万円)			
	大規模半壊、半壊:10 万円			
	(村1次配分額:5万円、村2次配分額:5万円)			
	一部損壊(※):6万円			
	(村1次配分額:3万円、村2次配分額:3万円)			
	※一部損壊の義援金は、日常生活に欠くことのできない部分の工事(修			
	理)に 30 万円以上支出した場合が対象となります。			
	※第2次配分は平成 29 年 10 月 4 日に指定の口座へ振り込んでおります。			
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113			

### 〇南阿蘇村災害見舞金

制度名	南阿蘇村災害見舞金				
制度の概要	平成 28 年熊本地震により人的被害又は家屋の被害を受けられた方に対して、				
	本村から災害見舞金を支給。				
制度の詳細	1 対象者及び支給額				
	平成 28 年 4 月 14 日時点で本村に住民票を有する方で、以下の被害程度に				
	該当する方。				
	(1)人的被害(負傷)				
	1年以上の医師による治療を要する場合 : 20万円				
	6カ月以上の医師による治療を要する場合 : 15万円				
	3カ月以上の医師による治療を要する場合 : 10万円				
	1カ月以上の医師による治療を要する場合 : 5万円				
	(2)家屋の損壊				
	全壊 : 15 万円				
	大規模半壊 : 12万円				
	半壊 : 8万円				
	※人的被害(負傷)とは、熊本地震により負傷し医師の治療を要する場合。				
	なお、 被災に直接起因しない人的被害(負傷)の場合は対象外。(例:被				
	災後の後片付け作業時に骨折等の2次被害は対象外。)				
	※家屋は、災害時に居住のために使用していた建物が対象。				
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113				

# ○災害弔慰金

制度名	災害弔慰金			
制度の概要	災害により死亡された方のご遺族に対し、村が支給する弔慰金。			
制度の詳細	1 対象者			
	(1)配偶者、子、父母、孫、祖父母			
	(2)兄弟姉妹(配偶者、子、父母、祖父母のいずれも存しない場合で、死			
	亡された方と死亡当時同居又は生計を同じくしていた方。)			
	2 支給額			
	(1)生計維持者の方が死亡された場合:500万円			
	(2)その他の方が死亡された場合:250万円			
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113			

# 〇災害障害見舞金

制度名	災害障害見舞金				
制度の概要	災害により精神又は身体に重度の障がいを受けた方に対し、村が支給する見				
	舞金。				
制度の詳細	1 対象者				
	災害により重度の障がいを受けた方(※)が対象。				
	※「重度の障がいを受けた方」に該当する方				
	ア 両眼が失明した方				
	イ 咀嚼及び言語の機能を廃した方				
	ウ 神経系統の機能又は精神に著しい障がいを残し、常に介護を要する方				
	エ 胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要する方				
	オ 両上肢をひじ関節以上で失った方				
	カ 両上肢の用を全廃した方				
	キ 両下肢をひざ関節以上で失った方				
	ク 両下肢の用を全廃した方				
	ケ 精神又は身体の障がいが重複する場合における当該重複する障がい				
	の程度が、上記ア〜クと同程度以上と認められる方				
	2 支給額				
	(1)生計維持者の方が重度の障がいを受けた場合:250 万円				
	(2)その他の方が重度の障がいを受けた場合:125万円				
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113				

# 第2章 住宅自立再建関連

○自然災害に	よる被災者の債務整理に関するガイドライン(全国銀行協会相談室)
制度名	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
制度の概要	自然災害の影響により、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借
	りている個人事業主が、ローンの返済に困っている場合に、住宅ローン等の
	免除・減額を申し出ることができる。
制度の詳細	1 対象になり得る債務者
	本ガイドラインの対象になり得る債務者は、自然災害の影響によって、住
	宅ローンや事業性ローン等の既往債務を弁済することができない、又は近い
	将来弁済できないことが確実と見込まれる等の一定の要件を満たした個人の
	債務者。
問合せ情報	債務を有している金融機関

### ○災害復興住宅融資(住宅金融支援機構)

制度名	(上七班版文版 <b>体</b> ) 災害復興住宅融資				
制度の概要	被災された方(全壊、大規模半壊又は半壊の「り災証明」を交付されている				
削及の概安					
	方)で、ご自分が居住するために住宅を建設する場合、または補修する場合、				
	住宅金融支援機構の低利な資金融資を受けることができる。(土地取得資金や				
	整地資金についても融資を受けることが可能。)				
	※り災証明書の『被災の状況』欄が「大規模半壊」又は「半壊」の場合は、				
	被災住宅が修理不能等であることが条件となる。				
	※借入金額や償還期間等により返済額が異なる。また、融資を受けるため				
	の条件(面積要件等)がある。				
	※ご高齢の方の住宅再建を支援する制度(親子リレー返済、親孝行ローン				
	及び高齢者向け返済特例制度)がある。				
制度の詳細	────────────────────────────────────				
	アー融資限度額				
	基本融資額 建設資金 : 1,650 万円				
	土地取得資金: 970万円(異なる場所での新築のみ)				
	整地資金 : 440 万円				
	特例加算額 建設資金 : 510万円				
	1977/08/97 6% (200)				
	イ 金利				
	基本融資額:年 0.55% 特例加算額:年 1.45%				
	ウ 返済期間				
	耐火・準耐火・木造(耐久性) :35 年以内				
	木造(一般) : 25 年以内				
	(2)震災前と異なる場所で住宅を「購入」する場合				

#### ア 融資限度額

基本融資額 購入資金 (新築住宅、リュースプラス住宅): 2,620万円

購入資金(リユース住宅) : 2,320万円

特例加算額 購入資金 : 510 万円

イ 金利

基本融資額:年 0.55% 特例加算額:年 1.45%

ウ 返済期間

新築住宅耐火・準耐火・木造(耐久性)、リュースプラス住宅:35 年以内

新築住宅木造(一般)およびリユース住宅 : 25 年以内

(リユース住宅:中古住宅、リユースプラス住宅:優良中古住宅)

(3)被災した住宅・宅地を「修理・改修」して使う場合

ア 融資限度額

基本融資額 補修資金 : 730 万円

整地資金 : 440 万円

引方移転資金:440万円(※)

※整地資金と引方移転資金の両方の基本融資を利用する場合は、合計で 440万円が限度。

イ 金利 : 年 0.55%

ウ 返済期間 : 20 年以内

#### 【全項目にわたる注意点】

- ・所要額(建設費等)が融資限度額よりも低い場合は所要額が限度。
- ·金利:平成30年4月19日(予定·原則毎月改定)。全期間固定金利。
- ・返済期間: 完済時の年齢(親子リレー返済を利用する場合は後継者の年齢) の上限は80歳。

#### 問合せ情報

住宅金融支援機構お客様コールセンター

電話(災害専用ダイヤル):0120-086-353 ※通話料無料

### ○熊本県住宅再建支援事業(二重ローン対策)

事業名	住宅再建支援(二重ローン対策)事業			
事業の概要	住宅の既往債務(住宅ローン)を有する被災者が、住宅の新築・購入、補修、			
	宅地購入等を行うにあたり、新たに借入を行った場合について、被災住宅に			
	係る既往債務残高の利子相当額を対象に補助を行う事業。			
事業の詳細	1 補助対象要件(全ての要件を満たす者)			
	ア 新たな借入の契約をした日の前月末時点で、被災家屋の既往債務残高			
	500 万円以上を有する者			
	イ 県内に自ら居住する住宅のために、300 万円以上の新たな借入の契約			
	をした者			
	ウ 課税所得金額が 780 万円以下の者(同一世帯内で最も所得が高い人の			
	所得金額)			
	2 補助金額			
	···· ·· · · · · · · · · · · · · · · ·			
	被災家屋の既往債務に係る利子相当額(上限額 50 万円)			
問合せ情報	熊本県住宅課 電話:096-333-2547			

### 〇「日本財団わがまち基金」被災住宅再建資金助成事業」

	がかるう金並」版外に「行足員並切成事来」			
事業名	「日本財団わがまち基金」 被災住宅再建資金助成事業			
事業の概要	「日本財団わがまち基金」からの助成により、平成 28 年熊本地震で被災した			
	方々の住宅再建を支援するもの。			
制度の詳細	1 助成対象(全ての要件を満たす住宅)			
	以下の全てに該当する住宅とし、平成 28 年度に当該事業の助成又は助成決			
	定された住宅は除く。			
	ア 「半壊」以上の罹災証明書又は長期避難世帯証明書を交付された人が、			
	熊本県内に住宅を再建するために建設(購入)する新築住宅。購入す			
	る場合は中古住宅も対象(※)			
	※「くまもと型復興住宅」又は「品確法に基づく耐震等級3の住宅」			
	については、優遇枠が設けられています。			
	イ 住宅金融支援機構又は熊本県内に本店を置く金融機関からの融資を受			
	けて建設(購入)される住宅で次に掲げるもの			
	【建設の場合】			
	平成 28 年 4 月 14 日以降に契約及び着工し、既に完成した新築住宅			
	で、原則として現に罹災証明書等の交付を受けた世帯主が居住して			
	いるもの			
	【購入の場合】			
	平成 28 年 4 月 14 日以降に契約の住宅で、原則として現に罹災証明			
	書等の交付を受けた世帯主が居住しているもの			
	ウ 熊本県内に本店を置く工務店等が施工する又は施工した住宅			
	エ 県の「自宅再建利子助成事業」又は平成 28 年度もしくは平成 29 年度			

の日本財団わがまち基金「被災住宅再建資金助成事業」の助成対象となった住宅でないこと

2 助成金額

被災した方々が金融機関等から融資を受けて住宅を再建(購入)される場合、100万円を限度に融資額の利息相当額を助成。

- 3 助成期間 平成28年度から平成30年度までの3年間
- 4 受付期間·募集予定戸数(平成30年度)

	受付期間	募集予定戸数	うち予定優遇枠
第1回	H30. 4. 9(月)~5. 11(金)	100 戸	40 戸(30 戸)
第2回	H30. 6. 11 頃~8. 10 頃	100 戸程度	40 戸程度(30 戸)
第3回	H30. 9. 10 頃~11. 9 頃	100 戸程度	40 戸程度(30 戸)
第4回	H31. 1. 15 頃~3. 29 頃	100 戸程度	40 戸程度(30 戸)

※() 内は最優先枠: くまもと型復興住宅(耐震等級3)

※優先枠:くまもと型復興住宅」(耐震等級3相当)又は耐震等級3の住宅

※2回目以降の募集は予定となります。

問合せ情報

一般財団法人 熊本県建築住宅センター 総務企画課

電話: 096-385-0771 午前9時~午後4時(土日·祝日休業)

### ○自宅再建利子助成

事業名	自宅再建利子助成事業
事業の概要	被災者が金融機関等から融資を受けて住宅を新築・購入、補修する場合、融
	資額の利子相当額を助成。
制度の詳細	1 対象者
	県内で住宅を再建するために、金融機関等から融資を受け、次の(1)及
	び(2)の要件を満たす者
	(1)次のアからイのいずれかに該当する者
	ア 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応
	急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合
	はその期間内)に退去した者
	イ 応急仮設住宅入居者以外で、次の(ア)~(ウ)のいずれかに該当する者
	(ア)り災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者
	(イ)り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者
	(ウ)長期避難世帯に認定されている者
	(2) 住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年(前年の課税
	所得証明書が取得できない場合は前々年)の収入額が、別表1の世帯
	収入(所得)要件を満たす世帯
	2 助成金額
	利子助成対象融資限度額:850 万円

利子助成率:実際の貸付利率又は住宅金融支援機構「災害復興住宅融資(建設資金・購入資金)」の基本融資額に係る融資金利のいずれか低い利率

算定方法:借入額又は850万円のいずれか低い額に、利子助成率の利率及び借入期間による元利均等月賦払いの方法により行うものとした場合における各月の利子の支払額の合計額

3 交付申請期間
住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して、6ヶ月が経過した日又は平成32年2月29日のいずれか早い日。ただし、住宅を再建し、その住宅に入居した日が要綱の施行前である場合は、要綱の施行日から6ヶ月を経過した日まで。

問合せ情報
南阿蘇村復興推進課 電話:0967-67-1113

#### ※別表1:世帯収入(所得)要件

世帯収入(所得)については、次の1から3により算定する。

1 世帯収入(所得)要件について、次のとおりとする。

(1)世帯全員の収入が給与収入のみの	(2)世帯員の収入に給与収入以外の収入
場合	がある場合
世帯全員の収入の合計額が 500 万円以内	世帯全員の所得の合計額が 350 万円以内

2 世帯の中に 23 歳未満の被扶養者がいる場合の世帯収入(所得)要件については、次のとおりとする。

   扶養親族数	(1)世帯全員の収入が給与収入	(2)世帯員の収入に給与収入
<b>大食稅</b>	のみの場合	以外の収入がある場合
1 1 0 10 4	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が
1人の場合 	550 万円以内	390 万円以内
2 1 0 10 4	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が
2人の場合	600 万円以内	430 万円以内
2 1 以上の担合	世帯全員の収入の合計額が	世帯全員の所得の合計額が
3人以上の場合	700 万円以内	510 万円以内

3 世帯の中に次の控除要件を満たす者がいる場合、世帯の所得を次のとおり控除する。 なお、世帯収入が給与収入のみの場合は、要件を1の(2)及び2の(2)により算定する。

控除要件	控除額
(1) # CO 特別 L の <b>老が</b> い フ 担 人	世帯全員の所得の合計
(1)満60歳以上の者がいる場合 	額から1人当たり 10 万 円所得を控除する
(2) 障がい者	
以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合	世帯全員の所得の合計
ア 身体障害者手帳の3級~6級に該当するとき	額から1人当たり27万
イ 療育手帳の B1 又は B2 に該当するとき	円所得を控除する
ウ 精神障害者保健福祉手帳の2級又は3級に該当すると	とき

(3)特別障がい者

以下のいずれかの要件を満たす者がいる場合

- ア 身体障害者手帳の1級又は2級に該当するとき
- イ 療育手帳の A1 又は A2 に該当するとき
- ウ 精神障害者保健福祉手帳の1級に該当するとき

世帯全員の所得の合計 額から1人当たり40万 円所得を控除する

### ○高齢者向け返済特例に関する支援(リバースモーゲージ利子助成)

() 同断有问り	返済特例に関する文援(リバースモーケーシ利于助成)
事業名	リバースモーゲージ(高齢者向け返済特例)利子助成事業
事業の概要	高齢者向け住宅再建融資(リバースモーゲージ※)を受けて住宅の再建を図
	る者を支援。
	※リバースモーゲージとは
	所有する自宅や土地を担保に、金融機関が資金を融資する制度。借入金
	は利用者の死亡後に担保物を売却して一括返済するか、相続人による現
	金一括返済となるため、月々の返済は利息のみ。
制度の詳細	1 対象者
	県内で住宅を再建するために、金融機関等から融資を受け、次の(1)及
	び(2)のいずれかの要件を満たす者
	(1) 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応
	急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合はその
	期間内)に退去した者
	(2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからウのいずれかに該当する者
	ア り災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者
	イ り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者
	ウ 長期避難世帯に認定されている者
	2 助成金額
	利子助成対象融資限度額:850 万円
	利子助成率:実際の貸付利率又は住宅金融支援機構「災害復興住宅融資(建
	設資金・購入資金)」の基本融資額に係る融資金利のいずれか
	低い利率
	助成金算定方法:借入額又は 850 万円のいずれか低い額に、利子助成率の
	利率を乗じて算出した額に 20 を乗じた額
	3 交付申請期間
	住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して、6 ヶ月が経過した日
	又は平成 32 年 2 月 29 日のいずれか早い日。
	ただし、住宅を再建し、その住宅に入居した日が要綱の施行前である場合
	は、要綱の施行日から6ヶ月を経過した日までとします。
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113

# 〇【新規】南阿蘇村自宅再建諸経費助成事業補助金

事業名	南阿蘇村自宅再建諸経費助成事業補助金 ※対象者拡充
事業句   事業の概要	一円
争未の似安 	微火石が、南内蘇村内で住宅を新采るたは中日住宅を購入された場合、建築   費用(購入費用)と別に発生する諸経費相当額の助成を行います。
生をつまる	
制度の詳細	1 対象者
	村内で住宅を新築または中古住宅を購入した方で、以下の(1)及び(2)
	に該当される方
	(1)次の①から④のいずれかに該当される方
	①応急・みなし仮設住宅の入居世帯(特例入居除く)
	②全壊又は大規模半壊の罹災証明の交付世帯
	③半壊の罹災証明の交付世帯で解体した世帯
	④長期避難認定中に一定の要件を満たす世帯(※1)
	※1 長期避難世帯認定中に、村内で新築による自宅再建で、被災者生活
	再建支援金の加算支援金(200万)を受給された世帯とします。
	(2)世帯収入500万以下。ただし子育て世帯については、子ども1人の
	場合550万、2人の場合600万、3人以上の場合700万以下に収入要
	件を緩和します。(※2 その他高齢者、障がい者についても緩和措置があり
	ます。)また、個人事業者等は所得で判断いたします。
	※2 10P の別表 1 を参照
	   (※熊本県自宅再建利子助成事業補助金に該当した方は本事業も対象としま
	す。)
	2 助成金額
	諸経費相当額とは、住宅建築金額及び土地取得額(税抜き)×7%の額、
	中古住宅の購入の場合は、住宅購入額及び土地取得額(税抜き)×5%の額
	または、100万円のいずれか低い金額
	   3   交付申請期間
	・ へい・いろがら   申請期限は、住宅を再建し、その住宅に入居した日から6ヶ月経過した日
	まで、又は平成32年2月29日のいずれか早い日までにお願いいたします。
	なお、平成 29 年 4 月 14 日以降平成 29 年 12 月 25 日以前に住宅を再建さ
	れている方は、平成 30 年 3 月 30 日から 6 ヶ月を経過する日までとなりま
	す。
問令 + /	   南阿蘇村復興推進課 電話:0967-67-1113
問合せ情報	

# ○【新規】南阿蘇村リバースモーゲージ新築諸経費助成事業補助金

	阿林村リハースモーリーン利采品社員助成事未開助立
事業名	南阿蘇村リバースモーゲージ新築諸経費助成事業補助金
事業の概要	平成 28 年熊本地震で被災し住宅を失った方が、リバースモーゲージ型融資
	(※1)を受けて、南阿蘇村内で住宅を新築または中古住宅を購入した場合、
	建築費用と別に発生する諸経費相当額の助成を行います。
	※1 リバースモーゲージ型融資とは、毎月の返済は利子のみで、借入金の
	元金は申込人(60歳以上)全員が亡くなられたときに、住宅及び土地の
	売却等により、一括して返済するもの。なお詳細な借入れの条件等詳
	細につきましては、金融機関にお尋ねください。
	(参考)リバースモーゲージ型の融資商品を取り扱っている金融機関例
	·住宅金融支援機構 Tel:0120-086-353(お客様コールセンター)
制度の詳細	1 対象者
	村内でリバースモーゲージ型融資を受け住宅を新築した方で、次の(1)か
	ら (4) のいずれかに該当される方
	(1) 応急・みなし仮設住宅の入居世帯(特例入居除く)
	(2) 全壊又は大規模半壊の罹災証明の交付世帯
	(3) 半壊の罹災証明の交付世帯で解体した世帯
	(4) 長期避難に認定されていた世帯で、一定の要件を満たす世帯(※2)
	※2 長期避難世帯認定中に、村内で新築による自宅再建で、被災者生活再
	建支援金の加算支援金(200万)を受給された世帯とします。
	2. 助改会類
	2 助成金額
	諸経費相当額とは、住宅建築金額及び土地取得額(税抜き)×7%の額   中古住宅の購入の場合は、住宅購入額及び土地取得額(税抜き)×5%の額
	または、100万円のいずれか低い金額
	3 交付申請期間
	申請期限は、住宅を再建し、その住宅に入居した日から6ヶ月経過した日
	まで、又は平成 32 年 2 月 29 日のいずれか早い日までにお願いいたします。
	なお、平成 29 年 4 月 14 日以降平成 29 年 12 月 25 日以前に住宅を再建さ
	れている方は、平成 29 年 12 月 25 日から 6 ヶ月を経過する日までとなりま
	<b>す</b> 。
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113

#### ※参考 新築一戸建て住宅購入に必要な費用について

●家づくりに掛かる費用は、「本体工事費」・「別途工事費」・「諸経費」に区分される。

#### 【本体工事費】

▶ 「本体工事費」は総費用の 75~80%が相場。仮に本体工事費『1,500 万円の家』を謳う業者があった場合、この住宅購入に必要な総費用は、1,500÷0.75=2,000 万円程度となる場合がある。

表一本体工事費の内訳(注:これらがすべて掛かるとは限りません。)

費用内訳(主なもの)	詳細
仮設工事費用	工事に必要な足場や仮設電気、水道、職人用のトイレ設置等
基礎工事費用	構造全体を支える基礎工事に必要
木工事費用	構造材や造作材等の加工、現場工事
屋根・板金工事	屋根の瓦やガルバニウムの葺きつけ、雨どいや水切りの取り付け工事
外装工事	外壁のサイディングや塗り壁等、屋外の装飾工事
サッシ・ガラス工事	屋外に面した窓の取り付けと防水工事
タイル・左官工事	玄関や洗面、お風呂場等のタイル、左官による装飾工事
断熱・気密工事	壁、床下、屋根等に断熱材を取り付ける工事
木製建具工事	屋内の木製ドア、障子等の加工、取り付け工事
金物工事	ドアノブやドアフック、手すり等の取り付け工事
電気・水道工事	壁、床下、天井裏に電線や電話線、水道管等の配線、配管を行う
空調工事	空調ダクトや 24 時間換気のための換気口の取り付け工事
防腐·防蟻工事	構造材を腐食やシロアリから守る薬品工事
内装仕上げ工事	内壁、天井に塗装やクロス貼り等の装飾工事
住宅機器設備工事	お風呂場やキッチン、トイレ等の設備機器工事

#### 【別途工事費】

- ▶ 「別途工事費」は総費用の15~20%が相場。
- ▶ 高低差のある土地や、道路から離れた土地では、ガスや水道の引き込み費用が高額となり、地盤が弱い土地では、地盤改良をしなければならないが、地盤改良費は、地盤の強度や建てる家の構法によって変動する。

表一別途費用の内訳(注:これらがすべて掛かるとは限りません。)

費用内訳(主なもの)	詳細
解体工事費用	もともと住んでいた家や、土地にある古い建物を解体する
地盤調査費用	その土地が家を建てられる状態にあるかを調査する費用
地盤改良工事	家を建てられる状態にするために、補強工事を行う
引き込み工事	水道管やガス管等を土地に引き込む
敷き設工事	土地に引き込んだ水道管等を家の内部に引き入れる
外構工事	駐車場や玄関までのアプローチや犬走り等を造設する
造園工事	庭の石垣や植栽等を行う
屋外電気工事	屋外の照明や給排水の設置工事
特殊設備工事	太陽光発電や蓄電設備を取り付ける場合の追加工事
空調設備工事	エアコン本体や室外機、換気扇等の取り付け工事
照明器具工事	シーリング、ペンダント、ブラケット、ダウンライト等の照明器具工事
カーテン工事	カーテンやブラインドの購入、取り付けを行う
設計料	プランを設計事務所等へ依頼した場合に必要。なお、設計事務所等で実施 する確認申請等の行政手続きにかかる費用(申請料等)が別途必要。

#### 【諸経費の内訳】

- ▶ 「諸経費」とは、住宅取得前後に基本的に現金で支払わなければいけないお金のことで、各種税金や住宅ローン等の手続き料、地震保険・火災保険等の保険料、引っ越しや家具、家電の購入費用等が含まれる。
- ➤ 「諸経費」は本体工事費と別途工事費(付帯工事費)を合わせた建築工事費の5~7% が相場であるが、想定外の事態(プラン変更、悪条件による費用増等)を想定し、10% 程度確保しておくことが望ましい。

表一諸経費の内訳(注:これらがすべて掛かるとは限りません。)

費用内訳(主なもの)	詳細
登記手数料	土地や不動産の所有者を登記簿に記載し、所有権を得るための手数料
住宅ローン保証料	金融機関が住宅ローン返済のために、信用保証会社からの保証をつける
物件検査手数料	住宅が、国の建築基準に違反していないか調査するための検査費用
仲介手数料	仲介業者で注文住宅を建てた場合に支払う手数料
印紙税	売買契約書と工事請負契約書を作成するための印紙代
消費税	8%
登録免許税	不動産取得で登記時にかかる税金。登記手数料とは別に国に支払う
固定資産税	住宅の所有者が毎年支払う地方税
不動産取得税	不動産を取得した際に、都道府県に支払う都道府県税
仮住まい費用	家を解体して、引き渡しまでに住むアパートの家賃や光熱費
引越・家具購入費	完成した家に住むための家具、家電の購入費
予備費用	想定外の事態が起きた場合に備えての予備費用



◆本体工事費 総費用の 75~80%

まとめ

- ◆別途工事費 本体工事費の 15~20%
- ◆諸経費 建築工事費(本体工事費+別途工事費)の5~7%
  - …総費用 2,000 万円を予算上限とした場合、本体工事費にかけられる金額は 1,500~1,600 万円程度であり、本体工事費がこの額を超えると予算オーバーになる可能性が高くなる。

#### 【入居後にかかる各種費用】

▶ 購入する費用の総額、住宅の規模、ローン残額によりその額の大きさは変わるが、「入 居後にかかる各種費用」として、住宅ローンの返済や土地・建物に対する固定資産税、 将来的なメンテナンスに向けた積立等が想定される。

表一入居後にかかる各種費用(注:これらがすべて掛かるとは限りません。)

費用内訳	詳細
住宅ローン返済	住宅購入時に融資を受けたローンの返済
固定資産税	不動産保有に対する課税(1.4%)
都市計画税	不動産保有に対する課税 (0.3%)

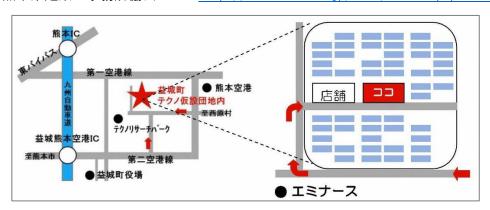
### ○くまもと型復興住宅

〇くまもと型	<b>型復興住宅</b>
制度名	くまもと型復興住宅
制度の概要	被災者が住宅再建を無理なく進めることができるよう、地域に根ざした工務
	店をはじめ住まいづくりのプロ集団『地域住宅生産者グループ』が建設する
	「地震に強く、地域産材等を利用した良質でコスト低減に配慮した木造住
	宅」。
	◆くまもと型復興住宅5つのルール
	・熊本の気候・風土等地域特性に配慮した住宅
	・熊本県産の木材など地域産材を使用した住宅
	・耐震等級3又は3相当の地震に強い住宅
	・被災者の住宅再建を考慮した良質でコスト低減に配慮した住宅
	・県内に本社を置く住宅事業者、大工・工務店が建設する住宅
	県では、益城町テクノ仮設団地にモデル住宅を建設・公開している。
	また、『地域住宅生産者グループ』から提案のあった住宅をガイドブックに取
	りまとめ、情報提供を実施。
制度の詳細	1 くまもと型復興住宅のメリット
	・予算にあった住宅建設が可能。
	・良質で安全安心な住宅に住み続けることを実現。
	・県内の住宅事業者、大工・工務店によるきめ細かなアフターフォロー対
	応を実施。
	・地域での住宅建設は、地域経済の活性化や郷土・熊本の力強い復興に寄
	与する。
	2 くまもと型復興住宅ができるまでの流れ
	①情報収集・住まいのイメージづくり
	<b>↓</b>
	②依頼先選び・住宅相談・資金計画の検討や相談 ↓
	③建設依頼の検討
	↓
	④設計打合せ、工事契約、着工、落成
問合せ情報	一般社団法人 熊本県建築士事務所協会 電話:096-371-2433

#### ※参考 「くまもと型復興住宅」モデル住宅展示場について

●益城町テクノ仮設団地内には、3棟のモデル住宅が展示(平成30年度まで展示予定) されている。どなたでも見学でき、建設に向けた相談をすることも可能。

熊本県庁HP:<a href="http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\_16747">http://www.pref.kumamoto.jp/kiji\_16747</a>. html?type=top 熊本県建築士事務所協会HP:http://www.kaaf.or.jp/news/detail.php?id=124



【営業時間】午前 10 時から午後 6 時まで(定休日:水曜日)

【各展示棟に関する問い合わせ先】

[1号棟](株)トーソー 096-289-3377









[2号棟](公社)熊本県建築士会事務局 096-383-3200







[3号棟] アトリエK+建築事務所 0966-22-8320









# ○被災宅地支援事業「熊本県基金事業」

事業名	被災宅地復旧支援事業				
事業の概要	生活再建を図る被災者等に対し、被災宅地の復旧に要する経費の一部を支援。				
事業の詳細	1 対象工事				
	のり面の復旧工事、擁壁の復旧工事、住宅基礎の傾斜修復工事、地盤の				
	復旧工事等。				
	2 補助額				
	工事費※から 50 万円を控除した額に 2/3 を乗じた額。				
	※対象工事費は 1,000 万円まで。				
	3 事業期間 平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間				
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話:0967-67-1113				

### 【南阿蘇村被災宅地復旧支援事業 Q&A】(20170601 時点) 南阿蘇村HPより抜粋

	&A】(20170601時点 <i>)</i>			
	質問事項	回答		
1	アパートなどの賃貸住宅や別荘用の 宅地も対象となるか?	対象となります。		
2	土地は購入していたが住宅をまだ建 築していなかった場合は対象となる か?	震災前から住宅建築の工事請負契約を締結するなど 住宅を建てることとしていた場合は、対象となりま す。		
3	被災時に空き家となっていた宅地の 復旧も対象となるか?	空き家であっても住める状態のものであれば、対象 となります。		
4	被災後に新たな土地を購入した宅地 の復旧工事は対象となるのか?	熊本地震発生時に住宅の用に供されていた宅地が対象となりますので、被災後新たに購入した宅地の復旧工事は、対象となりません。		
5	住宅に被害はなくても宅地に被害があれば対象となるか?	対象となります。		
6	同じ敷地の被災箇所と同構造の被災 のない箇所の改築は対象となるか?	被災宅地の「原形復旧」が基本ですが、復旧するために被災の無い箇所を触る必要があると認められる ものであれば、対象となる場合があります。		
7	横並びの3宅地共同で擁壁工事を行ったが、申請はそれぞれが行うのか?	各被災宅地の所有者の方が行ってください。		
8	工事費が上限の 1,000 万円に達していない場合、同一宅地について再度(複数回)申請することができるか?	申請は1宅地につき1回となります。申請内容に変 更があれば、変更承認申請書を提出してください。		
9	工種によって施工業者が違う場合は どうすればよいか?	工事施工業者が複数にわたる場合は、申請書の工事施工者欄に併記した上で、工事施工業者ごとに見積 り等の必要書類を提出してください。		
10	見積書の写しは工事全体の見積書を 提出してよいか?	工事全体の見積書に補助金対象工事の内訳が入って いれば構いません。なお、申請される際に見積書の 原本をお持ちの上、担当者の確認を得てください。		
11	他の工事代金が含まれた領収書を持っているが、基金を申請する際の添付書類にすることができるか?	領収書記載の金額は、完了届で提出する工事費等の 内容がわかる書類と照合できるようにしてくださ い。		
12	補助金対象工事の設計図書とは何か?	位置図、図面(縮尺・方位・各部の寸法・敷地境界線・擁壁の位置及び高さ等)、断面図(縮尺・各部の寸法・水抜き穴位置・使用材料の種類等)、正面図(縮尺・各部の寸法・配筋詳細図等)、構造計算書(応用計算、断面算定等)などをいいます。 案件ごとに構造等の違いで必要になる図書が異なりますので、書類提出後審査過程で情報が不足となる場合において、書類の追加提出を求める場合があります。		
13	見積りをとるのは1社でよいか?	1 社でも構いませんが、相見積りを取って工事費の比較をするなど対象工事実額がより低廉となるように努めてください。		
14	住宅の雨どいの設置工事は対象となるか?	住宅の雨どい、汚水の排水施設の設置に関する工事 は対象外となります。なお、擁壁の上部や水抜き穴 から流入する雨水等で地盤強度に影響を生じさせな いための排水施設の設置は、対象となる場合があり ます。		
15				

	のり面(自然斜面)に被害がある場合、コンクリート構造物で復旧したいが対象となるか?	構造基準を満たすものへの変更も認められていることから、安全性を確保できるもの(工作物確認を行うことや構造基準を確保できるもの)への変更は対象となります。
16	地震で宅地内に亀裂が入っており、 自分で補修を行ったが材料費等につ いて補助は出るのか?	材料費の領収書など対象工事費用の支払いが分かる ものがあり、その費用の合計が50万円を超えていれ ば、対象となります。
17	住宅応急修理制度による補助を受け 住宅の傾斜補正をしたが、本事業に も申請することができるか?	災害救助法に基づく住宅応急修理制度による住宅基 礎の傾斜修復工事が行われている場合であっても、 本事業による住宅基礎の傾斜修復工事の対象となる ため、申請することができます。
18	土嚢積み、ブルーシートかけ工事は 対象となるか?	土嚢積み、ブルーシートかけ工事は、応急処置にな るので対象となりません。
19	調査費用のみは対象となるか?	対象となりません。
20	宅地擁壁と合わせて道路法面を復旧 する場合、道路部分は対象となる か?	道路部分は宅地ではないので、対象となりません。
21	工事業者を紹介してもらえないか?	村としては紹介できかねますが、下記で熊本県内に本店を置く国土交通大臣許可業者及び熊本県知事許可業者を確認することができます。 http://www.pref.kumamoto.jp/kiji_11400.html
22	申請者自身で復旧工事を施工した場 合の人件費は対象となるか?	申請者自身で施工された場合の人件費は作業や業務の対価といえないので、対象となりません。
23	土留めに使用している空洞ブロック の補修・復旧・擁壁への更新は対象 となるか?	空洞ブロックを使った土留めの補修・復旧・擁壁への更新は、対象とします。 ただし、2mを超える空洞ブロックを使った土留めについては、建築基準法の構造基準を満たしていないため対象となりません。
24	傾斜修復、擁壁復旧に伴う建築物や 各種配管等の修復、移設工事は対象 となるか?	傾斜修復、擁壁の復旧工事に際して支障となる最小限の範囲でのフェンスや給排水設備などの撤去・再利用は対象となります。ただし、建屋に関するもの(クロス補修、壁補修等)や新たにフェンスや給排水設備を購入し、設置する場合は、対象となりません。
25	復旧工事費の消費税及び地方消費税 分は対象工事実額に含まれるか?	工事費の上限額 1,000 万円には、消費税及び地方消 費税を含みます。
26	住宅を建替える場合の杭打ち費用は 対象となるか?	建替えの場合の杭打ち費用は、対象となりません。
27	住宅の基礎の傾斜修復(ジャッキアップ等)の工法は復旧ガイドに載っている工法以外でも対象となるか?	対象となる場合がありますので、復興推進課まで御相談ください。

### 〇住宅耐震化支援事業

事業名	住宅耐震化支援事業(耐震診断士の派遣)					
事業の概要	戸建木造住宅の所有者等が当該住宅の耐震診断を実施する際に、県が耐震診					
	断士を派遣するもの。					
事業の詳細	1 対象建築物					
	次のいずれかに該当する戸建木造住宅。					
	(1)昭和56年5月31日以前に着工したもの					
	(2)昭和 56 年 6 月 1 日以降に着工したもののうち、平成 28 年熊本地震に					
	より罹災したことを確認できるもの					
	2 補助額					
	耐震診断 補助額:54,500円(申請者負担額: 5,500円)※図面あり					
	図面作成 補助額:13,500円(申請者負担額:13,500円)※図面なし					
問合せ情報	熊本県建築住宅センター 電話: 096-385-0771					

### 〇南阿蘇村戸建て木造住宅耐震改修等事業(予定※4 月中に詳細決定)

	として、とは、これは、これでは、これでは、これには、これでは、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これには、これに					
事業名	南阿蘇村戸建て木造住宅耐震改修事業					
事業の概要	戸建て木造住宅の所有者が実施する耐震改修等(耐震改修設計、耐震改修					
	工事、建替え工事、耐震シェルター工事)に必要な費用の一部を補助するも					
	の。					
事業の詳細	1 補助対象事業内容					
	・戸建て木造住宅 耐震改修設計補助事業					
	・戸建て木造住宅 耐震改修工事補助事業					
	・戸建て木造住宅 建替え工事補助事業(新規)					
	・戸建て木造住宅 耐震シェルター工事補助事業(新規)					
	2 募集期間					
	平成 30 年 5 月から 10 月(予定)					
	3 補助対象者について					
	住宅の所有者かつ居住者で、村税の滞納のない方					
問合せ情報	南阿蘇村建設課 電話: 0967-67-3178					

#### 【耐震基準について】

★建築基準法施行令の改正によって新しい耐震基準(いわゆる新耐震基準)が施行されたのは、 1981 年(昭和 56 年)6 月 1 日のことで、この日以降に建築確認を受けた建物に対して新耐震 基準が適用されています。それ以前は、旧耐震基準と言われています。

旧耐震基準: 震度5強程度の揺れでも建物が倒壊せず、破損したとしても補修することで生

活が可能な構造基準として設定

新耐震基準:中規模の地震(震度5強程度)に対してはほとんど損傷を生じず、大規模の地

震(震度6から震度7程度)に対しても人命に危害を及ぼすような倒壊等の被

害を生じないことを基準として設定

### 〇転居費用助成事業

	(A + 1 ) 五净 + 松声类 ( * R 弗 R B + 4 声 * )					
事業名	住まい再建支援事業(転居費用助成事業)					
事業の概要	仮設住宅や公営住宅などで生活している被災者が自宅や民間賃貸住宅、災害					
	公営住宅等へ移転する場合に助成。					
事業の詳細	1 対象者					
	応急的な住まいから、県内で新築、購入若しくは補修する住宅、又は、県					
	内の賃貸住宅若しくは公営住宅等へ転居する者で、次の(1)及び(2)の					
	いずれかの要件を満たす者					
	(1) 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅)入居者であり、応					
	急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与期間を延長された場合はその					
	期間内)に退去した者					
	(2) 応急仮設住宅入居者以外で、次のアからイのいずれかに該当する者					
	ア り災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者					
	イ り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者					
	2 助成額 10万円					
	3 交付申請期間					
	転居の日の属する月の末日から6ヶ月以内。					
	ただし、転居の日が要綱の施行前である場合は、要綱の施行日から6ヶ月					
	以内とします。					
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113					

# 〇民間賃貸住宅入居支援事業

事業名	住まいの再建支援事業(民間賃貸住宅入居支援事業)					
事業の概要	民間賃貸住宅へ移転(同一物件を契約更新する場合も含む)する場合に助成。					
事業の詳細	1 対象者					
	応急的な住まいから、県内の賃貸住宅(※)に入居するも者で、次の(1)					
	   から(3)のいずれかの要件を満たす者					
	※公営住宅及び社宅・官舎・寮等の給与住宅を除く					
	(1) 応急仮設住宅(建設型仮設住宅、借上型仮設住宅) 入居者(長期避難・					
	特別入居を除く)であり、応急仮設住宅の供与期間内(応急仮設住宅の供与					
	期間を延長された場合はその期間内)に退去した者					
	(2)応急仮設住宅入居者以外で、次のアからイのいずれかに該当する者					
	ア り災証明書で全壊又は大規模半壊の判定を受けた者					
	イ り災証明書で半壊の判定を受け、その住宅を解体した者					
	(3)長期避難世帯認定中に加算支援金の支給が認められたもの					
	2 助成額 20万円					
	   3   交付申請期間					
	賃貸契約日の属する月の末日から6ヶ月以内。					
	ただし、賃貸契約締結日が要綱の施行前である場合は、要綱の施行日から					
	6 ヶ月以内とします。					
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113					

# ○【新規】土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅再建支援事業

C 1/91/901 ==	0次合行加普瓜区场守内07版次任七行建文版学未					
事業名	土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅再建支援事業					
事業の概要	土砂災害特別警戒区域(以下「レッドゾーン」という。)等内において、平成					
	28 年熊本地震により被災した住宅の再建(移転・建替え)を必要とされる方					
	の早期再建と負担軽減を図るため、住宅移転に要する費用又は住宅補強に要					
	する費用の一部を支援。					
事業の詳細	1 対象者					
	レッドゾーン等内の自己用住宅に区域指定前から居住し、平成 28 年熊本地					
	震による被災者生活再建支援制度の対象世帯となり、住宅の再建が必要とな					
	った者。※被災者生活再建支援金と併せて受領することができます。					
	2 事業等					
	(1)住宅移転費支援事業					
	ア 支援対象経費					
	レッドゾーン及び土砂災害警戒区域(イエローゾーン)以外の区域					
	への移転に要する費用〔住宅除去費、移転経費、住宅建設・購入費等〕					
	イ 補助額:最高 300 万円					
	(2)住宅補強費支援事業					
	ア 支援対象経費					
	現地(レッドゾーン等内)での建替え(部分建替えを含む)時に必					
	要な住宅補強工事に要する費用〔工事費用、設計費用〕					
	イ 補助額:対象経費の2分の1相当額(最高150万円)					
	   ※村外に移転される方は、「移転先」の市町村で申請手続きを行っていただく					
	ことになります。					
	※移転か現地再建かで申請書類の内容が異なるので、まずは、南阿蘇村復興					
	推進課までご相談をお願いします。					
	   3 事業期間 平成 29 年度から平成 31 年度までの 3 年間					
 問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 0967-67-1113					

【土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援に関するチラシ】 (イエローゾーン・レッドゾーンについて)

### 態本地震による住宅被災者の皆様へ 再建時の移転費・住宅補強費を支援します 砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援につ

▶土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内に居住する方々へ、安全な区域へ移転される 際の費用の一部を平成27年度から支援しています(土砂災害危険住宅移転促進事業)。



熊本地震により被災された方(被災者生活再建支援制度※の受給対象者) へも支援対象を広げました。

※ 被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど生活基盤に著しい被害を 受けた世帯に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する制度



事業要件

◎現在お住まいの住宅の除却 ◎県内の安全な区域(レッドゾーン、 イエローゾーン外) への移転

#### 支援内容

- ◎移転先住宅の建設・購入費、 リフォーム費
- ◎移転経費(動産移転費等)
- ◎アパート等の賃貸費(1年間)
- ◎現住宅の除却費等

レッドゾーンとは 土砂災害特別警戒区域〈建物が破壊され、住民に大きな被害が生じるおそれがある区域〉

イエローゾーンとは 土砂災害警戒区域〈土砂災害のおそれがある区域〉

最高300万円

事業(再建)に着手されている場合、又は完了している場合も事業の対象となります。

#### 移転が困難で、やむを得ず現地再建をされる方へ

新規創設

土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)内で住宅を再建される際は、建築基準法 で規定された住宅補強が必要です。これらの補強費用の一部を支援します。



倒 

支援内容 ◎住宅補強の工事に要する費用 ◎住宅補強のために必要な設計に要する費用

50万円 最高1 (上記費用×1

#### お問い合わせ

●●市町村●●課

◎熊本県砂防課 防災管理班 (手続全般) ◎熊本県建築課 建築物安全推進班(補強方法) TEL:096-333-2535

TFI:

TEL:096-333-2553

熊本県住宅移転 検索

ご自宅がレッドゾーン内かは、各地 域振興局土木部、お住まいの市町村、 県ホームページから確認できます。

レッド内の

住宅再建では 住宅補強が必要

熊本県土砂災害情報マップ 検索

# ○生活再生相談(グリーンコープ生協くまもと)

事業名	生活再生相談(グリーンコープ生協くまもと)					
事業の概要	「全壊・大規模半壊・半壊等により支援金や義援金等は予定できるもの					
	の、建替え費用や補修費用、生活用品購入費等、資金が不足しそう」、					
	「地震で収入が減少し、しばらく生活費が足りない」、「半壊や一部損壊					
	となり、住居費や生活用品購入費等、足りないお金をどこから借りて、					
	どのように返済すれば無理がないか」等の相談を受け付けるもの。					
事業の詳細	1 相談の受付対象					
	◎生活再生(生活再建)へ向けた相談					
	◎各種貸付等の情報提供					
	◎生活再生貸付(※期間限定で被災から再生貸付/特別利率)					
問合せ情報	グリーンコープ生協くまもと生活再生相談室 熊本相談室					
	電話:096-243-2100(直通)					
	※相談室営業時間(月~金、第3土曜日)9時30分~18時					

# 第3章 公営住宅支援関連

### 〇災害公営住宅

<u> </u>					
制度名	災害公営住宅				
制度の概要	災害で住宅を失い、自力での住宅再建が難しい被災者向けに、国の補助で県				
	や市町村が整備し、低廉な家賃で賃貸する住宅。				
制度の詳細	1 災害公営住宅の入居資格				
	ア 災害により住宅を失った方で住宅に困窮している方				
	イ 入居時において収入要件はないが、一定期間の経過後は通常の公営住				
	宅と同じ扱いになるため、その時点で収入の高い世帯は、退去してい				
	ただくことが必要となる場合もある				
	2 災害公営住宅の家賃について				
	ア 応急仮設住宅と異なり、災害公営住宅への入居後は「家賃」を支払う				
	必要がある				
	イ 災害公営住宅の家賃額は、入居者の収入や住宅の広さ、建て方等によ				
	って異なるが、通常の民間賃貸住宅よりも低い家賃で入居可能				
	3 建設場所				
	新庁舎周辺及び、立野地域で建設。				
	なお長陽西部地域にも建築を検討中				
	※位置図				
	新庁舎周辺 <mark>28 戸</mark> 立野地域 <del>40 戸</del>				
	災害公営住宅 建設地 郵便局 ガツリシ スタンド 南阿蘇村役場 (新庁舎)				
	※被災者生活資金制度のうち、加算支援金を受領した場合は再建したものと				
	みなし、災害公営住宅等への入居は基本的にはできません。				
	(災害公営住宅等に入居した場合は、加算支援金は出ません)				
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113				

### 〇小規模改良住宅

制度名	小規模住宅地区改良事業による改良住宅						
制度の概要	小規模改良住宅とは、小規模住宅地区改良事業(住環境の整備改善又は災害						
	の防止のために、住宅の集団的建設、建築物の敷地の整備等を行う事業。)の						
	施行に伴い住宅を失うこととなる従前の居住者のための代替住宅であり、公						
	的賃貸住宅の一種である。						
制度の詳細	1 小規模改良住宅の入居資格						
	ア 小規模住宅地区改良事業の施行に伴い住宅を失うこととなる従前の居						
	住者						
	イ 入居時において収入要件はない						
	2 小規模改良住宅の家賃について						
	ア 応急仮設住宅と異なり、小規模改良住宅への入居後は「家賃」を支払						
	う必要がある						
	イ 小規模改良住宅の家賃額は、入居者の世帯構成や住宅の広さ、建て方						
	等によって異なるが、通常の民間賃貸住宅よりも低い家賃で入居可能						
問合せ情報	南阿蘇村復興推進課 電話: 0967-67-1113						

#### 【小規模住宅地区改良事業について】

- ・現在、村内6箇所(袴野区、長野区、沢津野区、乙ヶ瀬区、黒川区、立野地域(新所区、立野区、立野駅区))で、小規模住宅地区改良事業の実施に向けた調査を行っている
- ・したがって、小規模改良住宅の建設可能性があるのは上記の6箇所である。
- ・合意形成の問題や村独自の戸数要件などが有るため、必ず建設するというものではない。

◆このハンドブックに関するお問い合わせ先 南阿蘇村 復興推進課 〒869-1404 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字河陽 1705-1

TEL: 0967-67-1113 (直通) FAX: 0967-67-2073 mail: fukkou@vill.minamiaso.lg.jp